

平成 29 年 8 月 10 日付け
三浦電機株式会社宛て

本事業は、後志管内共和町梨野舞納地区の約 87.0ha を事業実施想定区域として、最大 15 基の風車による出力 30,000kW 前後の風力発電所を設置する計画である。

事業実施想定区域及びその周辺には、自然度の高い植生や保安林といった重要な自然環境のまとまりのほか、多数の住居や福祉施設等が存在している。

また、本事業実施想定区域は狭小であり、かつ、同区域のほとんどが当該地域の営農に極めて重要な役割を果たしている保安林及び農用地で占められている。

以上を踏まえ、事業者は、次の事項に的確に対応し、科学的根拠を明らかにした上で、本事業による環境影響を確実に回避又は低減すること。

1 総括的事項

(1) 本配慮書において事業者は、計画段階配慮事項の多くの項目で、重大な影響は回避又は低減することが可能であるなどと評価しているが、計画熟度の低い現段階における評価である。したがって、今後の対象事業実施区域の設定、事業の規模、風力発電設備の配置及び構造・機種種の検討に当たっては、2の個別的事項の内容を十分に踏まえ、複数の専門家等から助言を得るなどしながら、各環境要素に係る環境影響について適切な方法により調査を行い、科学的知見に基づいて予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させること。

特に、本事業実施想定区域は、隣接して住居があることに加え、狭小で、かつ、ほとんどが重要な保安林や農用地で占められていることから、重大な環境影響を回避又は低減するための事業区域の更なる絞り込みの余地はほとんどなく、2の個別的事項の内容を含む対応を実施したとしても、なお、住民の生活環境に重大な影響を及ぼすおそれが極めて高い。したがって、事業計画の検討を行う過程において、重大な環境影響を回避又は十分に低減できない場合は、事業実施想定区域の変更を含め、確実に環境影響を回避又は低減できるよう、抜本的な事業計画の見直しを行うこと。

(2) 本配慮書の事業実施想定区域の設定に当たり、風況や周辺自治体の取り組みから検討対象エリアを選定した上で、法規制や環境保全のために配慮すべき諸条件により絞り込みを行ったとしているが、同区域が位置する共和町の取り組み状況について記載がないなど、検討過程の説明が不十分となっている。

このため、方法書の作成に当たっては、周辺自治体の取り組みの状況などを整理した上で、検討対象エリア選定の過程について理由を含めて具体的に記載すること。

(3) 本配慮書の事業実施想定区域について、同時に配慮書手続きを開始した「(仮称)北海道(道南地区)ウィンドファーム敷島内」の事業実施想定区域と近接しており、累積的影響が生じるおそれがあることから、関連する環境要素に係る累積的影響について調査、予測及び評価を実施すること。

(4) 本配慮書では、事業実施想定区域及びその周辺の概況の記載において、不正確な記載や記載漏れが多数あるほか、図書全般にわたって記載の不備が散見され、信頼に足るものとなっていない。

このため、方法書の作成に当たっては、内容を十分精査した上で、不備のないよう記載すること。

- (5) 本配慮書の縦覧や説明会の開催場所は、3つの関係市町村の内、岩内町のみとなっており、配慮書の住民への周知や環境の保全の見地からの意見聴取が十分ではない。そのため、今後の手続きに当たっては、関係市町村の適切な場所で縦覧することはもとより、丁寧な説明などを行うなど、積極的な情報提供に努めること。
- (6) インターネットによる図書の公表に当たっては、広く環境の保全の観点からの意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることや、法に基づく縦覧期間終了後も継続して公表しておくことなどにより、利便性の向上に努めること。

2 個別的事項

(1) 騒音及び超低周波音、風車の影

事業実施想定区域に隣接して住居があるほか、同区域の周辺には多数の住居、福祉施設等が存在しており、これらに対する騒音及び超低周波音、風車の影による重大な環境影響が生じるおそれがあるため、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、風車を住居等から離隔することなどの措置を講じ、影響を回避又は低減すること。

また、本事業の事業実施想定区域は狭小であり、風力発電施設から十分な離隔距離を確保できず、影響の回避又は低減が困難な場合は、風力発電施設の基数の減少など事業計画の見直しを行うこと。

(2) 動物

事業実施想定区域及びその周辺では、渡り鳥やオジロワシ等の希少鳥類の生息情報もあることから、専門家等からの助言を得ながら、渡り鳥や希少鳥類等の移動経路、生息状況等に関する詳細な調査を行った上で、バードストライクや生息環境の変化などの影響について適切な方法により予測及び評価を実施し、その結果を風車の配置検討に反映することなどにより、影響を回避又は低減すること。

また、専門家等からの助言を得ながら、動物相を的確に把握するとともに、重要な動物種について、適切な方法により予測及び評価を実施し、生息地の改変を避けることなどにより、影響を回避又は低減すること。

(3) 植物及び生態系

事業実施想定区域には、自然度の高い砂丘植生やエゾイタヤシナノキ群落、保安林といった重要な自然環境のまとまりの場が存在していることから、風車や搬入路の設置に伴う土地改変箇所の検討に当たっては、それらの範囲を避けることなどにより、影響を回避又は低減すること。

また、専門家等からの助言を得ながら、植物相を的確に把握するとともに、重要な植物種について、適切な方法により予測及び評価を実施し、生育地の改変を避けることなどにより、影響を回避又は低減すること。

さらに、生態系については、専門家等からの助言を得ながら、上位性注目種や典型性注目種等について、事業実施想定区域周辺の生態系を特徴づける適切な種を選定した上で調査、予測及び評価を実施し、注目種の好適な生息地又は生育地の改変を避けることなどにより、影響を回避又は低減すること。

(4) 景観

主要な眺望点である「岩内港」や「とまりん館」、身近な眺望点である「はまなす幼児センター」や「国道 229 号沿道（梨野舞納）」では風車の垂直見込角が特に大きくなると予想され、景観への重大な影響が懸念されることから、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、その結果を風車の配置検討に反映することなどにより、影響を回避又は低減すること。